

【文書名】

○香川県警察職員が所有する備忘録等及び指示書等において保有する個人情報等の漏えいの防止に関する訓令

(平成 19 年香川県警察本部訓令第 28 号)

【概要】

職員保有個人情報等（香川県警察職員が職務上取得した個人情報、法人等情報及び警察活動に関する情報のうち職員が職務の遂行のために必要として、職員個人が所有する備忘録等及び指示書等において保有するもの）が漏えいすることを防止し、もって円滑な警察運営に資することを目的として、その取扱いに関し必要な事項を定めたものである。